

## 社会保障・税番号（マイナンバー）制度が始まります

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立し、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入が決定されました。

これにより、住民登録をしている皆さま一人ひとりに 12 桁の個人番号が平成 27 年 10 月から通知され、平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害分野の行政手続で個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。



## 効果

マイナンバー制度が導入されると、行政事務における情報管理・利用が一層効率化されるため、次のような効果が期待されています。

### ◆公平・公正な社会の実現◆

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

### ◆国民の利便性の向上◆

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

### ◆行政の効率化◆

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

## マイナンバーの付番・通知カードの通知

マイナンバーは、住民登録のある方一人ひとりに対して付される唯一無二の 12 桁の番号です。市民の皆様へのマイナンバーの通知は、原則として住民票に登録されている住所宛にマイナンバーが記載された「通知カード」を市が送ることによって行われます。

なお、マイナンバーは一生使うものであり、マイナンバーが漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切に取り扱いようとしてください。

※通知カードイメージ

「通知カード」

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名・住所・生年月日・性別（基本 4 情報）とマイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

※個人番号カードの交付を受けるときに必要となりますので、なくさないでください。

個人番号
生年月日
性別
氏名
住所
作成年月日
発行市区町村

個人番号カードの交付

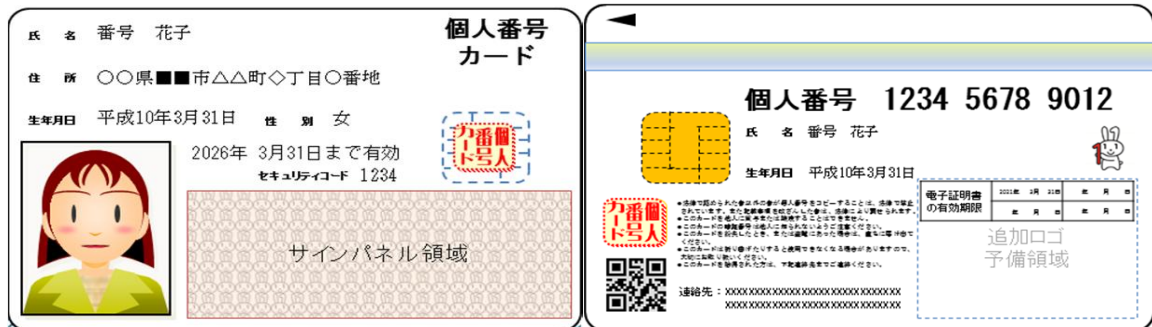
個人番号カードは、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。通知カードでマイナンバーが通知された後に、個人番号カードの交付申請をすると、平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードの I C チップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることとなります。

なお、個人番号カードの I C チップには、券面に記載される情報及び電子申請のための電子証明書が記録されますが、その他の所得情報や病歴などのプライバシー性の高い個人情報は一切記録されませんので、仮に個人番号カードを紛失したり盗難に遭ったりしても、そこからすべての個人情報が漏えいしてしまうことはありません。

また、現在の住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの交付を受ける時はお手持ちの住民基本台帳カードを回収します（同時に両方のカードを所有することはできません）。

※個人番号カードイメージ



## マイナンバーの利用

平成 28 年 1 月から年金，雇用保険，医療保険の手続，生活保護や福祉の給付，確定申告などの税の手続など，法律や条例などで定められた事務に限って，マイナンバー（個人番号）が利用されます。

## マイナンバーは次のような場面で使います。



毎年6月の児童手当の現況届の際に  
市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所  
にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社等にマイナンバー  
を提示し、法定調書等に記載します

勤務先にマイナンバーを提示し、  
源泉徴収票等に記載します

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

## 特定個人情報保護評価制度

### ◇特定個人情報保護評価とは◇

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により，さまざまな手続が便利になる反面，制度への懸念にどのように対応するかが課題となります。

そこで，行政機関等が特定個人情報ファイル（特定個人情報の集合物）をシステムにおいて保有しようとする場合，個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し，そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する仕組みを設けています。

この仕組みのことを「特定個人情報保護評価」といい，これにより「個人のプライ

バシー等の権利利益の侵害の未然防止」と「国民・住民の信頼の確保」の実現を図ることとしています。

#### ◇特定個人情報保護評価書の公表について◇

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が保護される仕組みとなっているかを事前に評価する特定個人情報保護評価の実施が、自治体に義務付けられています。

本市における特定個人情報保護評価の状況は、次のとおりです。

#### 評価実施機関 指宿市長

- 1 [住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 2 [公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 3 [個人住民税に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 4 [固定資産税に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 5 [軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 6 [国民年金に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 7 [後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 8 [介護保険に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 9 [児童手当に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 10 [児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 11 [子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 12 [心身障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 13 [自立支援医療に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 14 [国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書](#)
- 15 [健康管理に関する事務 基礎項目評価書](#)

#### 国による情報提供

○内閣官房 「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> ←ここをクリックしてください。

○問い合わせ

マイナンバー制度に関する問い合わせは、マイナンバーコールセンターまで

<電話番号>

- ・日本語窓口：0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
- ・外国語窓口：0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語窓口は現在英語のみの対応です。

<受付時間>

平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）